

第11条 あっせん等

「保護」という文言について

成年後見制度改正に係る中間試案において、「後見人」に変わり「保護者」という文言が提案されていました。（保護者に変わる文言をパブリックコメントで求めており、現在審議中だと思われます）

しかし、一般的に使われている保護者の意味としては、未成年者を保護・監護する保護者や、精神科入院の形態の一つである医療保護入院の保護者などの印象が強く、一般的に使われている「保護」の意味と法律用語の「保護」にずれが生じているのではないかと考えています。

条文の意味する内容が的確に伝わる文言に変更が可能でしょうか。